○厚生労働省令第百十号

健 康 保険法 (大正十一年法律第七十号) 及び関係法律の規定に基づき、 並 びに関係法律を実施するため、

療 養 の給付及び 公費負担医療に関する費用 の請求に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月八日

厚生労働大臣 舛添 要一

療 養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一 部を改正する省令

療 養 の給付す 及び公費負担 医療に関する費用 の請求に関する省令 (昭和) 五. + -年厚生省令第三十六号) の 一

部を次のように改正する。

附 崱 第 四条第三項中 「場合には、 当該保 険 医 療 機関又は保険薬局」 を もの (前項の 適 用を受けて 書 面 に

よる 請求又は光ディスク等を用いた請求を行つている保険医療機関又は保険薬局を除く。 に改め、 同 項

を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定に カン か わ 5 ず、 同 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 第 号及び第二号に掲 げ る保 険 医 療 機 関 又は 保険 薬 局 うち、

平成二十一 年五月十 日 12 お いて電子情報 処 理 組 織 の使用による請求を行うことができないも 0 は、 平成二

十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定め

る日までの間は、 書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。